

四国ロースクールへの更なる支援に向けての宣言

2004年（平成16年）4月に開校された、四国で唯一の法科大学院である「香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科」（通称「四国ロースクール」）は、はや2年目の秋を迎えている。

法科大学院は、今次の司法制度改革により、新法曹養成制度の中核として位置づけられて誕生したもので、四国ロースクールは、四国の大学関係者と法曹の、「四国に一つは法科大学院を」との熱い思いが結実し、香川大学と愛媛大学による、全国初の連合形態で開校されたものである。

当連合会は、法科大学院の制度設計が示された当初の段階から、「法科大学院の設置」をテーマに、四国の大学関係者に呼びかけて定期的に協議会を開催し、その後、2003年（平成15年）8月、開校に向けて準備中の四国ロースクールと、協定書を取り交わし、当連合会が、「弁護士実務家教員の推薦、弁護士非常勤講師及びゲストスピーカーの確保支援、学生の法律相談業務見学への協力、研究者教員の実務研修への協力・弁護士実務家教員の教育実務研修参加支援、四国ロースクール修了者の四国での弁護士登録促進のための管内弁護士会への措置要請」等々を行なうことを内容とする、「四国弁護士会連合会と四国ロースクールとの協力関係に関する了解事項」を定め、このことをふまえて、同年11月、「第49回定期大会」において、全会一致で、「当連合会は、支援体制の中心的役割を果たすことによって、四国ロースクールの発展に貢献する」との宣言を採択した。

新制度下の法科大学院は、「強い目的意識と高い志を持ち使命感に燃えた資質豊かな学生と良質な研究者・実務家両教員の確保、充実した教育・勉学施設の整備、実務関連教育における適切な教材の提供、リーガルクリニック・エクスターンシップのための受け皿環境の整備、経済的に恵まれない学生への支援措置」等々、その役割と使命を果たすために、様々な課題を克服していかなければならない。これらの課題は、地方にある四国ロースクールにあっては、より大きく重い課題といえる。それ故、我々四国の弁護士、各弁護士会、そのブロック連合会である当連合会は、法曹三者のなかで多数を占める者として、四国の地で地域密着型の法科大学院として大きく羽ばたこうとする四国ロースクールに対し、更なる支援をなす必要がある。

即ち、上記了解事項で定めた支援の取り組み体制を強化し、弁護士実務家教員、同非常勤講師等の継続的な供給、実務関連教育にかかる教材作成への協力、リーガルクリニック・エクスターンシップのための受け皿提供、更には学生へのチューター的支援等々、更に積極的に、かつ、組織的に対応することが求められる。

ところで、四国ロースクールに対しては、四国を挙げての支援が不可欠といえ、そのためには、四国ロースクールの役割と使命を認識・理解し、四国ロースクールに対する支持で結ばれた後援会の存在が有意義であり、当連合会は、この趣旨の後援会の組織化と運営においても、中心的役割を果たすべきである。

本年11月、当連合会の呼びかけにより、四国の各界各層の団体・個人で組織される、

「四国ロースクール後援会」が設立されたところ、当連合会は、今後も、その運営に積極的にかかわっていく必要がある。

四国弁護士会連合会は、このときにあたり、第49回定期大会に引き続いて、重ねて更なる支援を誓い、ここに宣言する。

2005年（平成17年）11月18日

四国弁護士会連合会